

令和2年4月9日

いずみ保育園
小規模保育園いずみ 保護者 各位

子育て支援課長 黒瀬 浩史

緊急事態宣言後の保育所の対応について

新型コロナウイルス感染症について、都市部を中心に感染者が急増している状況を踏まえ、政府は、埼玉県を含む7都府県に5月6日までの期間で標記の緊急事態宣言を発出しました。また、県知事からは、緊急事態措置の実施についての発言がありました。

町といたしましては、これを受けて、下記のとおり対応することといたしました。

保護者の皆様におかれましては、自らの体調管理にご留意いただくとともに、今後、国や県、町から発信される情報に注視いただき、冷静な行動、対応をお願いいたします。

記

- 1 いずみ保育園・小規模保育園いずみは、感染の予防を留意した上で、**開所**します。毎朝検温し、お便り帳の日付けの所に記入して下さい。
※なお、在園児童や職員が新型コロナウイルスにり患した場合等は、臨時休園することを検討いたしますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

2 **ご家庭で保育をすることが可能な場合は、感染予防のため、児童の登園を控えていただきますようお願いいたします。**

- 3 ご家庭での保育にご協力いただいた児童に係る4月8日から5月6日までの保育料（0～2歳児）は、減免（日割り）する方向で検討しております。詳細は後日お知らせいたします。
- 4 今回の新型コロナウイルスに関連し欠席する場合は、その旨を必ず保育所に連絡をお願いいたします。

- 5 令和2年3月3日通知「保育所における新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について」の内容を改めてお知らせいたします。
- 保育所の登所に当たっては、登所前に、家族が子どもの体温を必ず計測してください。計測の結果、**発熱（37.5度以上）**や咳などの呼吸器症状が認められる場合には、利用を断ることがあります。
 - 過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、かつ咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは登所をしないでください。
- 6 感染拡大防止のため、送迎時は、次の点についてご協力をお願いいたします。
- 送迎は、できる限り保護者1名の方でお願いします。
 - **送迎される保護者の方は、マスクの着用をお願いします。また、できる限り、児童についてもマスクの着用をお願いいたします。**